

**久留米市障害者虐待防止対策支援事業相談業務（令和８年度～令和１０年度）
プロポーザル実施要項**

１ 目的

本要項は、「久留米市障害者虐待防止対策支援事業相談業務（令和８年度～令和１０年度）」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法など必要な手続き事項を定めるものである。

２ 業務概要

（１）業務名

久留米市障害者虐待防止対策支援事業相談業務

（２）業務内容

虐待を発見した者からの通報又は障害者本人からの届出を電話で受付け、本市の障害者虐待防止センターに報告する業務。

（詳細は「久留米市障害者虐待防止対策支援事業相談業務仕様書」のとおり）

（３）履行期間

令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで

３ 予算額

見積額の上限は、13,000,000 円（消費税額及び地方消費税を含まない）とする。

なお、年度ごとの上限額は次のとおりとする。

年度	上限額
令和 ８年度	４，３３３千円
令和 ９年度	４，３３３千円
令和１０年度	４，３３４千円

４ 実施方式

公募型

５ スケジュール

公募開始	令和７年１０月１５日（水）
参加申込の受付	令和７年１０月１６日（木）～令和７年１１月１４日（金）
参加申込の審査	令和７年１１月１７日（月）～令和７年１１月２６日（水）
資格審査の結果通知	令和７年１１月２７日（木）
企画提案書を受付	令和７年１２月１０日（水）
プレゼンテーションの実施	令和７年１２月中旬【予定】【案：１２月１７日（水）】
第２回審査委員会	令和７年１２月中旬【予定】【案：１２月１９日（金）】

審査結果通知書の送付	令和7年12月下旬【予定】【案：12月24日（水）】
契約締結	令和8年1月中旬【予定】【案：1月16日（金）】

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- （1）過去6年間において相談業務を官公署から委任され、業務を遂行した実績を有すること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- （3）久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
- （4）国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- （5）参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - ・久留米市以外の福岡県内 県税
- （6）電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- （7）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （8）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

7 質疑・応答

（1）質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式第2号）を電子メールに添付して、「17 問い合わせ先」あてに送信し、到達確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受付しない。また、質問期限以降の質問は、一切受付しない。

（2）質問期限

令和7年11月4日（火）17時まで（必着）

（3）回答方法

令和7年11月10日（月）までに、質問書（様式第2号）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、市ホームページに掲載する。

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、表中 8 及び 9 は、参加申込期限から 3 か月以内に発行されたものに限る。

提出書類		様式	提出部数
1	参加申込書	第 1 号様式	正 1 部
2	企画提案書 ※「9 企画提案書作成要領」参照	第 3 号様式及び任意様式	正 1 部 副 8 部
3	事業者概要	第 4 号	1 部
4	過去の受託実績	第 5 号	1 部
5	価格提案書	第 6 号	1 部
6	委任状（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）	第 7 号	1 部
7	役員等調書及び照会承諾書	第 8 号	1 部
8	参加資格に係る申立書	第 9 号	1 部
9	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※写し可	—	1 部
10	納税（滞納なし）証明書 ※写し可 ※下記参照	—	1 部
11	過去 3 ヶ年度の決算関係書類（貸借対照表及び損益計算書）	—	1 部

納税証明書（参加申込者の所在地区分ごとの必要書類）

所在地区分		税区分		納税等証明書	
			税目	法人	個人
市内	市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その 3 の 3）	国税に未納がない証明（納税証明書その 3 の 2）
	市外 (県内)	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
		久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明

(2) 提出期間及び時間

令和 7 年 1 0 月 1 6 日（木）から令和 7 年 1 1 月 1 4 日（金）（土日祝日を除く。郵

便の場合は、消印有効。)までの午前8時30分から午後5時15分まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「17 問い合わせ先」に記載する担当窓口

9 企画提案書作成方法

別紙「久留米市障害者虐待防止対策支援事業相談企画提案書作成要領」を参照

10 審査方法

(1) 評価項目

評価項目		評価内容
1	業務実績	官公署における相談業務の受託実績
2	業務推進体制	(1)指揮命令・責任体制の具体性 (2)業務状況の管理及び緊急案件に係る判断基準や対応方法 (3)人員配置の考え方及び計画 (4)人員確保の方策や研修等の計画 (5)情報セキュリティに関する組織的な取組 (6)個人情報の管理体制の確保
3	障害者福祉に対する見識	(1)業務担当者の有する資格や経験及び受講する研修内容 (2)障害者虐待防止法の把握
4	提案内容	業務仕様書に準拠した的確な内容か
5	業務仕様書になり提案事項	業務に関して有効だと考えられる事項、提案、アピールポイントがあるか
6	価格提案	配点×参加者の中の最低業務価格÷当該参加者の業務価格(小数点以下切捨て)

(2) プレゼンテーション

企画提案書等について、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。なお、参加者が1者のみの場合は、本プロポーザルを中止することがある。

- ① プレゼンテーション実施日：令和7年12月中旬【予定】
- ② 実施場所：企画提案書を提出した者に対して別途通知する。
- ③ 提案時間：20分程度
- ④ 質疑応答：10分程度

⑤ 参加人数：3 人以内

⑥ 留意事項

ア パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行う場合は、久留米市が準備したプロジェクター及びスクリーンを利用すること。パソコンは提案者が用意すること。

イ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

11 候補者の選考方法

- (1) 総評価点（各評価者の評価点の合計。以下同じ。）が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- (2) 総評価点と同じ場合は、評価項目 1～5 の合計点が最も高い者を受託候補者とする。
- (3) 最低基準は、評価項目 1～5 の合計点の 6 割とし、最低基準未満の事業者は受託候補者として選定しない。

12 審査結果

- (1) **通知方法** プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。
- (2) **通知時期** 令和 7 年 1 2 月下旬【予定】

13 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合、又は提出書類に不備があった場合
- (3) 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- (6) 価格提案書の金額が「3 予算額」を超過した場合

14 契約の締結

候補者を決定した後、企画提案書に記載された内容を反映しつつ、必要に応じて候補者と協議し、当該業務の仕様書を作成し、その仕様書に基づいて見積書を徴収し、契約を締結する。

なお、契約締結過程において、候補者が失格事項に該当することが判明した場合など、契約が合意に至らなかったときは、次順位候補者と契約交渉を行う。

15 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 24 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

16 その他

（１）参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「17 問い合わせ先」に提出すること。

（２）提出書類

- ① 提案書の提出は、1 者につき 1 案とする。
- ② 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
- ③ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- ④ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。
- ⑤ 提案書に記載する提案内容は確実に実施できるものとする。

（３）著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

（４）異議申立

申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（５）言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

（６）誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、こ

の限りではない。

1 7 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町 1 5 番地 3 (久留米市役所 14 階)

久留米市 健康福祉部 障害者福祉課 重永、鳥越

電話 0942-30-9035 ファクシミリ 0942-30-9752

電子メールアドレス fukushi@city.kurume.lg.jp